

令 和 2 年 度

和歌山市立和歌山高等学校
入学者選抜実施要項

和歌山市教育委員会

支票 S 碑文

好羊客高山烟叶立市山烟叶
高更烟客故鄉青羊人

會員委員會市山烟叶

目 次

I 令和2年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜（全日制課程・定時制課程）実施要項

第1 一般選抜

1	出願資格	1
2	学科及び募集定員	1
3	志願学科	1
4	出願受付期間及び場所	1
5	出願手続	2
6	調査書等の作成	4
7	書類の審査	4
8	学力検査等	4
9	定時制課程における成人特別措置	5
10	入学者の選抜	6
11	合格者の発表	9
12	入学資格認定検査	9
13	実施上の留意事項	9

第2 スポーツ推薦

1	出願資格	10
2	スポーツ推薦募集枠	10
3	志願学科	10
4	出願受付期間及び場所	10
5	出願手続	10
6	学力検査等	11
7	入学者の選抜	12
8	合格者の発表	12
9	実施上の留意事項	12
10	その他の事項	12

第3 追募集

1	出願資格	13
2	追募集枠	13
3	出願受付期間及び場所	13
4	出願手続	13
5	学力検査等	13
6	定時制課程における成人特別措置	14
7	入学者の選抜	14
8	合格者の発表	14
9	実施上の留意事項	14

第4 再学力検査

1	受検資格	15
2	学力検査等	15
3	入学者の選抜	15

4 合格者の発表	15
5 実施上の留意事項	15
別記様式（第1号様式～第12号様式）	16～29

II 令和2年度和歌山市立和歌山高等学校入学志願者調査書等の作成について

1 調査書の作成	30
2 生徒成績一覧表の作成	31
3 特別支援学級在籍生徒の入学志願者調査書及び生徒成績一覧表の作成について	32
別記様式（第1号様式）	33・34

III 他の都道府県からの和歌山市立和歌山高等学校入学志願者等に関する手続について

1 他の都道府県から市立高等学校を志願する者の手続について	35
2 海外から市立高等学校を志願する者の手続について	35
3 留意事項	35
別記様式（第1号様式、第2号様式）	37～39

IV 和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜学力検査等に係る帰国生徒取扱い

1 定義	40
2 取扱い	40
3 対象者	40
別記様式（第1号様式、第2号様式）	41・42

V 和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜学力検査得点の簡易開示について

1 開示する内容	43
2 開示請求できる者	43
3 開示請求の受付期間及び受付時間	43
4 開示請求及び開示の場所	43
5 本人確認のため提示を求める書類	43
6 開示方法	43

VI 別 表

別表1 令和2年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜選考基準	46
別表2 令和2年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜の面接・実技検査等	46
別表3 令和2年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜のスポーツ推薦実施概要	47
別表4 令和2年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜の実施概要（追募集）	47
（付）令和2年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜関係日程	48

I 令和2年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜

(全日制課程・定時制課程) 実施要項

第1 一般選抜

一般選抜は、入学者選抜を実施する募集定員を定めたすべての学科で実施する。

なお、実施内容については、「令和2年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜選考基準」（以下「選抜選考基準」という。）（別表1）のとおりとする。

1 出願資格

出願することができる者は、本人及び保護者（親権者、親権者がない場合は未成年後見人。以下同じ。）の住所が和歌山県内にあるか、入学日までに和歌山県内にあることとし、次のいずれかに該当するものとする。

なお、定時制課程については、和歌山県内に本人の住所があるか、勤務していること。又は、入学日までに和歌山県内に住所があるか、勤務することが確実であれば出願することができる。

- (1) 中学校、義務教育学校又はこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）を卒業又は令和2年3月卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了（以下「卒業」に含める。）又は令和2年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 学科及び募集定員

全日制課程	総合ビジネス科 160名（スポーツ推薦の12名程度を含む。） デザイン表現科 40名、普通科 60名
定時制課程	ビジネス実践科 40名、ビジネス情報科 40名

3 志願学科

- (1) 志願者は、すべての学科を志願することができる。ただし、出願は1課程1学科に限る。
- (2) 志願者は、同一課程に限り、第1志望として出願した学科以外の学科を第2志望として出願することができる。ただし、全日制課程において、総合ビジネス科、普通科を第1志望に出願した志願者は、デザイン表現科を第2志望とすることはできない。

4 出願受付期間及び場所

- (1) 一般出願及び本出願の受付期間は、次のとおりとする。

一般出願	令和2年2月21日（金）	午前9時から午後4時まで
	令和2年2月25日（火）	午前9時から午後3時まで
本出願	令和2年3月3日（火）	午前9時から午後4時まで
	令和2年3月4日（水）	午前9時から午後3時まで

郵送の場合は、「書留」とし、一般出願は令和2年2月18日（火）から2月21日（金）までの消印のあるもの、本出願は令和2年2月27日（木）から3月3日（火）までの消印のあるものに限

る（受検票等の返信用封筒と切手（書留郵便）を同封すること）。

なお、郵送の場合は、和歌山市立和歌山高等学校長（以下「高等学校長」という。）へあらかじめ電話連絡すること。

(2) 出願受付場所

出願は、和歌山市立和歌山高等学校（以下「市立高等学校」という。）で受け付ける。

ただし、一般出願に係る書類の受付場所・時間については、別途通知する。

5 出願手続

(1) 一般出願

ア 志願者の手続

入学志願者は、次の書類等を在学又は出身校の中学校長に提出すること。ただし、中学校在学及び卒業の者以外の志願者については、次の書類のほかに高等学校入学資格を証する書類を添付し、直接、高等学校長に提出すること。

なお、他の都道府県から市立高等学校を志願する場合は、「Ⅲ 他の都道府県からの和歌山市立和歌山高等学校入学志願者等に関する手続について」による。

(ア) 入学願（別記第1号様式）

(イ) 受検票（別記第2号様式）

(ウ) 入学考查手数料

全日制課程2,200円、定時制課程950円

本出願時、現金で市立高等学校において納付すること。

イ 中学校長の手続

中学校長は、第5項第1号アの書類の記載事項に誤りのないことを確かめ、一般出願者報告書（別記第3号様式）を、課程・学科別に高等学校長に提出すること。

ウ 高等学校長の手続

高等学校長は、中学校長から提出された一般出願者報告書により志願状況（中学校在学及び卒業の者以外の志願者も含める。）を課程・学科別に集計し、別途指定する方法で、和歌山市教育委員会学校教育部学校教育課長（以下「（市）学校教育課長」という。）及び和歌山県教育庁学校教育局県立学校教育課長（以下「（県）県立学校教育課長」という。）に報告すること。

エ 注意事項

(ア) 第3項第2号により志願する者は、入学願の「志願学科」の欄に志望順位別に学科名を記入すること。

(イ) 令和2年3月中学校卒業見込みの者以外の志願者は、入学願の「卒業後の状況」の欄に最終学校卒業後の履歴等を記入すること。

オ 志願状況の発表

(ア) 和歌山県教育庁学校教育局県立学校教育課（以下「（県）県立学校教育課」という。）及び和歌山市教育委員会学校教育部学校教育課（以下「（市）学校教育課」という。）において、一般出願に係る志願状況一覧表を令和2年2月26日（水）午前9時に掲示する。

なお、掲示場所については、（県）県立学校教育課、（市）学校教育課に問い合わせること。

(イ) 中学校長には、和歌山市教育委員会より通知する。

(2) 志願先の変更

ア 志願者は、本出願にあたって、一般出願の際に提出した志願先の学校や学科を、1回に限り変更することができる（市立高等学校における学科を変更しようとする者及び第2志望を変更しようとする者も含む。）。

イ 志願先を変更しようとする者は、次の（ア）～（ウ）の変更手続を行うこと。

（ア）中学校長に申し出て、入学願と受検票の返却を受ける。

（イ）入学願と受検票を新たに作成する。

（ウ）入学願と受検票を中学校長に再提出する。

なお、第5項第1号アのただし書きに該当する者については、令和2年2月26日（水）から令和2年3月2日（月）まで（各日とも午前9時から午後4時まで）に、高等学校長に願い出て指示を受けること。

(3) 本出願

ア 志願者の手続

（ア）志願者は、志願先の変更手続をした場合を除き、一般出願の際に提出した志願先の学校・学科以外に本出願をすることができない。

（イ）一家転住などやむを得ない事情で一般出願できなかった志願者は、その理由を入学願の裏面に記載し、受検票とともに中学校長に提出すること。

（ウ）第5項第1号アのただし書きに該当する者で志願先変更をした者は、第5項第1号アに準じ、書類を直接、高等学校長に提出すること。

イ 中学校長の手続

中学校長は、志願者から提出された書類の記載事項に誤りのないことを確かめ、志願者に係る次の書類を作成し、入学願、受検票他、必要書類とあわせて高等学校長に提出するとともに、入学考查手数料を納付すること。

（ア）令和2年度和歌山市立和歌山高等学校入学志願者調査書（以下「調査書」という。）（別記第4号様式）

平成26年3月以前の中学校卒業者については、調査書に代えて中学校卒業証明書を提出すること。

（イ）副申書（別記第5号様式）

調査書の「欠席等の状況」及び「健康の状況に関する特記事項」等、調査書に記載されていないその他の事項について、特別の事情のある場合は、中学校長は副申書を提出することができる。

（ウ）学力検査等特別措置願（別記第6号様式）

聴覚等に障害のある志願者や日本語の理解が十分でない外国人等の志願者で、学力検査等において特別の措置を必要とする場合、高等学校長に提出すること。

（エ）入学考查手数料

全日制課程2,200円、定時制課程950円

現金で市立高等学校において納付すること。

ウ 高等学校長の手続

- (ア) 高等学校長は、提出された書類を確認し、受け付けるとともに、提出された受検票に受検番号を付して、当該中学校長を通じ、又は直接、出願者に交付すること。
- (イ) 高等学校長は、志願状況を課程・学科別に集計し、別途指定する方法で（県）県立学校教育課長及び（市）学校教育課長に報告すること。
- (ウ) 高等学校長は、提出された学力検査等特別措置願の写しを（市）教育長に提出し、協議のうえ、適切な措置を講じること。

6 調査書等の作成

(1) 調査書等作成委員会

中学校長は、調査書、副申書等の作成にあたっては、厳正、公平かつ適正を期するため、調査書等作成委員会を組織し、その審議を経るものとする。

(2) 調査書等の作成

調査書等の具体的な作成要領は、「II 令和2年度和歌山市立和歌山高等学校入学志願者調査書等の作成について」による。

7 書類の審査

(1) 調査書等審査委員会

ア 高等学校長は、審査の厳正、公平かつ適正を期するため、調査書等審査委員会を組織すること。
イ 調査書等審査委員会は、令和2年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜実施要項（以下「実施要項」という。）に基づいて提出された書類について審査すること。

(2) 高等学校長は、中学校長から提出された書類の中に、不明な事項等がある場合には、当該中学校長に説明又は訂正を求めることができる。ただし、訂正を求めた場合には、（市）教育長にその概要について文書で報告しなければならない。

8 学力検査等

出願者は、令和2年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜学力検査（以下「学力検査」という。）を受けるものとする。また、高等學校長は、学力検査のほかに面接（口頭による検査を含む。）、実技による検査（以下「面接・実技検査等」という。）を実施することができる。

ただし、令和2年3月卒業見込みの者以外の出願者には、学力検査終了後、別途、面接を実施するものとする。

「面接・実技検査等」の実施内容については、「選抜選考基準」（別表1）及び「令和2年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜の面接・実技検査等」（別表2）のとおりとする。

(1) 学力検査と配点

ア 学力検査

学力検査の教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語（リスニングテストを含む。））とする。

リスニングテストは、外国語（英語）の検査時間の冒頭で校内放送設備を用いて一斉に行う。

イ 配点

各教科100点満点とする。ただし、高等學校長は、学科の特色を考慮し、特定の教科について2倍を超えない範囲で傾斜配点することができる。

なお、傾斜配点を行う学科については、「選抜選考基準」（別表1）のとおりとする。

(2) 検査期日と日程

学力検査等の期日及び日程は、次のとおりとし、受検者は、学力検査当日午前9時までに検査場所に集合すること。

ア 期日 学力検査 令和2年3月10日（火）

面接・実技検査等 令和2年3月11日（水）

イ 日程 次の日程により実施する。

第1日（学力検査）

9:00 9:25 10:15 10:30 11:20 11:35 12:25 13:10 14:00 14:15 15:05

点呼 入場	国語	休 憩	社会	休 憩	数学	(昼食)	理科	休 憩	外国語 (英語)
----------	----	--------	----	--------	----	------	----	--------	-------------

第2日（面接・実技検査等）

9:00

面接・実技検査等

（注）実施時間帯は、高等学校長の指示による。

(3) 検査場所

市立高等学校で行う。

(4) 検査当日の注意

ア 受検者は、必ず受検票及び筆記用具を持参し、学力検査受検中は、受検票を机上に置くこと。

イ 受検者がやむを得ず遅刻した場合、当該受検者は、高等学校長の許可を得たうえで検査場に入ること。

ウ 面接・実技検査等の実施時間帯は、高等学校長の指示するところによるので留意すること。

エ 実技検査を受ける者は、高等学校長の指示に従い、受検できる服装等を準備すること。

オ 受検者がやむを得ない事情で受検できなくなった場合、当該受検者の在学又は出身校の中学校長は、高等学校長に速やかにその旨を報告するとともに、再学力検査を希望する場合は、受検できなかった理由が正当であることを証明する書類（医師の診断書等）を添え、令和2年3月17日（火）正午までに高等学校長に再学力検査受検願（別記第7号様式その1）を届け出るものとする。また、高等学校長は、事情内容を審査し、正当と認められるときは、再学力検査受検許可書（別記第7号様式その2）を交付し、その受検を許可するものとする。

9 定時制課程における成人特別措置

(1) 対象者及び内容

ア 満20歳以上の志願者（平成12年4月1日以前に生まれた者）で、定時制課程成人特別措置を希望する者。

イ 作文及び面接による検査を行う。

ウ 調査書の提出を省略することができる。

(2) 申請手続

この特別措置の適用を受けようとする者は、一般出願の際、定時制課程成人特別措置申請書（別記第8号様式）に中学校卒業証明書又は高等学校入学資格を証する書類を添付して、直接、高等学校長に提出すること。ただし、志願先の変更はできない。

(3) 検査期日と日程

検査期日は、学力検査と同一日とし、日程は、次のとおりとする。

9:00	9:25	10:15	10:30
点呼入場	作文	休憩	面接

(4) 成人特別措置による入学者数

別に定める募集定員の10%を標準とし、募集定員内で出願状況に応じて高等学校長が決定する。

(5) 検査場所

市立高等学校で行う。

(6) 検査当日の注意

第8項第4号に準ずるものとする。

(7) 入学願等の交付

入学願、受検票、定時制課程成人特別措置申請書については、(市)学校教育課及び市立高等学校において交付する。

10 入学者の選抜

高等学校長は、出願者が募集定員を超過するか否かにかかわらず、次の要領によって、厳正、公平かつ適正に入学者の選抜を行うこと。

(1) 合否判定の原則

合否の判定は、中学校長から提出された調査書等（又はこれに相当する書類）及び学力検査の成績に基づいて行う。ただし、面接・実技検査等を実施した学科にあっては、その成績も判定資料とする。

なお、各学科の一般選抜における入学者の選抜基準は、「選抜選考基準」（別表1）のとおりとする。

(2) 判定資料の評価

ア 調査書

調査書の「評定」、「特別活動に関する特記事項」、「校内外の活動等に関する特記事項」、「観点別学習状況」等にその他の記載内容を加味し、総合的に評価すること。

(ア) 評定

次の方法で算出し、計180点満点とする。ただし、調査書に記載されている全教科の評定を対象として、2倍を超えない範囲で傾斜評価を実施することができる。傾斜評価を行う学科については、「選抜選考基準」（別表1）のとおりとする。

なお、傾斜評価を実施する学科にあっては、傾斜評価後の合計を満点とすること。

a 第1・第2学年の評定

第1・第2学年の9教科の5段階評定の合計を算出する。（90点満点）

b 第3学年の評定

第3学年の9教科の5段階評定の合計を2倍して算出する。（90点満点）

(イ) 特別活動及び校内外の活動等

「特別活動に関する特記事項」、「校内外の活動等に関する特記事項」、「観点別学習状況」及びその他の記載内容を総合的に評価すること。

イ 学力検査の成績

学力検査実施教科は各教科100点満点とし、計500点満点とする。ただし、傾斜配点を実施する学科にあっては、傾斜配点後の合計を満点とすること。

ウ 面接・実技検査等の成績

(ア) 面接（口頭による検査を含む。）

段階的に評価する。

(イ) 実技による検査

検査結果を適切に点数化して評価する。

エ その他の資料

中学校長から副申書等の提出があった場合は、その記載内容に留意すること。

(3) 合否判定の手順について

各学科ともに次のア～エの各段階順に判定していくものとする。初めに第1志望のものを対象として第2段階までの判定を行い、次に第2段階まで合格予定者にならなかつた者にスポーツ推薦で合格しなかつた者及び第2志望の者を加えて、第3段階の判定を行うものとする。

なお、受検者の数が一般選抜募集枠（以下「募集枠」という。）に満たない場合は、第1段階、第2段階に示した人数の割合を、いずれも全受検者に対する割合としたうえで、合否を判定するものとする。ただし、出願者が少人数のため、各段階順による判定が困難な場合は、前号判定資料の評価に基づき、総合的に判定することができる。

① <全日制>総合ビジネス科 <定時制>ビジネス実践科、ビジネス情報科

ア 第1段階

全受検者のうち、次の（ア）～（ウ）のいずれかにおいて、それぞれの条件を満たす者を合格予定者とする。ただし、第1段階での合格予定者数は、募集枠の80%を上限とし、80%を超えた場合は、（ア）～（ウ）をそれぞれの割合（募集枠に対する割合）が保たれるよう減じることにより調整するものとする。ただし、総合ビジネス科においては、（ア）及び（イ）で調整すること。

（ア）「調査書」の記載内容が優れた者で「学力検査の成績」が募集枠内にある者のうち、「選抜選考基準」（別表1）に示した割合内にある者。ただし、定時制の課程においては、面接の成績が著しく下位の者を除く。

（イ）「学力検査の成績」が優れた者で「評定」が募集枠内にある者のうち、「選抜選考基準」（別表1）に示した割合内にある者。ただし、定時制の課程においては、面接の成績が著しく下位の者を除く。

（ウ）定時制の課程において、「面接」が優れた者で「評定」及び「学力検査の成績」が募集枠内にある者のうち、「選抜選考基準」（別表1）に示した割合内にある者。

イ 第2段階

第1段階における合格予定者数が募集枠の80%に満たない場合は、第1段階の（ア）～（ウ）を同じ割合（募集枠に対する割合）が保たれるよう増加させることにより、合格予定者数が募集枠の80%になるまで調整する。

ウ 第3段階

第1段階及び第2段階の合格予定者を除いたすべての受検者に、総合ビジネス科においてはスポーツ推薦で合格しなかつた者及び第2志望の者を加え、定時制の課程においては第2志望の者を加え、「調査書」及び「学力検査の成績」並びにその他の資料や面接を実施したときの成績も含め、学科の特色を考慮しながら総合的に判定し、合格予定者とする。ただし、用いる判定資料はこれらの受検者に共通のものとすること。

エ 第4段階

第3段階において、募集枠までを合格予定者としたうえ、更に、全受検者について総合的な観点から検討し、最終的に合格者を決定する。

② <全日制>デザイン表現科

ア 第1段階

全受検者のうち、次の（ア）～（ウ）のいずれかにおいて、それぞれの条件を満たす者を合格予定者とする。ただし、第1段階での合格予定者数は、募集枠の80%を上限とし、80%を超えた場合は、（ア）～（ウ）をそれぞれの割合（募集枠に対する割合）が保たれるよう減じることにより調整するものとする。

（ア）「調査書」の記載内容が優れた者において、募集枠の30%以内にある者うち、「学力検査の成績」が募集枠内にあるもの。ただし実技検査の成績が著しく下位の者を除く。

（イ）「学力検査の成績」が優れた者において、募集枠の50%以内にある者うち、「評定」が募集枠内にあるもの。ただし実技検査の成績が著しく下位の者を除く。

（ウ）「実技検査等の成績」が優れた者において、募集枠の20%以内にある者うち、「評定」及び「学力検査の成績」が共に上位から並べて全受検者の90%以内にある者。

イ 第2段階

第1段階における合格予定者数が募集枠の80%に満たない場合は、第1段階の（ア）～（ウ）と同じ割合（募集枠に対する割合）が保たれるよう増加させることにより、合格予定者数が、募集枠の80%になるまで調整する。

ウ 第3段階

第1段階及び第2段階の合格予定者を除いたすべての受検者について、「調査書」及び「学力検査の成績」並びにその他の資料や実技検査の成績も含め、学科の特色を考慮しながら総合的に判定し、合格予定者とする。

エ 第4段階

第3段階において、募集枠までを合格予定者としたうえ、更に、全受検者について総合的な観点から検討し、最終的に合格者を決定する。

③ <全日制> 普通科

ア 第1段階

全受検者のうち、次の（ア）、（イ）のいずれかにおいて、それぞれの条件を満たす者を合格予定者とする。ただし、第1段階での合格予定者数は、募集枠の80%を上限とし、80%を超えた場合は、（ア）、（イ）をそれぞれの割合（募集枠に対する割合）が保たれるよう減じることにより調整するものとする。

（ア）「調査書」の記載内容が優れた者において、募集枠の30%以内にある者。ただし、「学力検査の成績」が著しく下位の者を除く。

（イ）「学力検査の成績」が優れた者において、募集枠の70%以内にある者。ただし、「評定」が著しく下位の者を除く。

イ 第2段階

第1段階における合格予定者数が募集枠の80%に満たない場合は、第1段階の（ア）、（イ）と同じ割合（募集枠に対する割合）が保たれるよう増加させることにより、合格予定者数が、募集枠の80%になるまで調整する。

ウ 第3段階

第1段階及び第2段階の合格予定者を除いたすべての受検者に、第2志望の者を加え、「調査書」及び「学力検査の成績」並びにその他の資料について、学科の特色を考慮しながら総合的に判定し、合格予定者とする。

エ 第4段階

第3段階において、募集枠までを合格予定者としたうえ、更に、全受検者について総合的な観点から検討し、最終的に合格者を決定する。

11 合格者の発表

令和2年3月18日（水）午前10時に市立高等学校において掲示する。

12 入学資格認定検査

学校教育法施行規則第95条第5号の規定による高等学校入学資格認定検査については、令和2年2月6日（木）に市立高等学校で行う。受検希望者は、令和2年1月31日（金）正午までに、高等学校長に願い出ること。

なお、入学資格認定検査の実施方法については、高等学校長が定めるものとする。

13 実施上の留意事項

- (1) 中学校長は、在学者又は出身者が本人の能力、適性、興味及び関心等に応じて、志願学科の選定をするよう、適切な進路指導を行うこと。
- (2) 高等学校長は、学力検査等が適切に行われるよう、事前に十分準備しておくこと。
- (3) 中学校長は、高等学校長に提出した調査書等の内容等について、一切漏えいすることのないよう、管理に慎重を期するとともに、関係職員を厳重に監督しなければならない。また、高等学校長は、合否判定の経過及び結果等の状況並びに学力検査等の結果及び中学校長から提出された調査書等の内容等について、一切漏えいすることのないよう、管理に慎重を期するとともに、関係職員を厳重に監督しなければならない。
- (4) 高等学校長は、入学前に行う合格者及び保護者への諸連絡について、合格発表日とは別に日を定めて行うこと。
- (5) 中学校長は、合格者の生徒健康診断票（歯の検査票を含む。）を令和2年3月31日（火）までに、高等学校長に提出すること。
なお、中学校において生徒健康診断票を保存している過年度卒業生（平成27年3月～平成31年3月中学校卒業者）についても、同様に提出すること。
- (6) 第8項の実施方法については、高等学校長に別途通知する。
- (7) 実施要項に定めるもののほか、必要な事項は、高等学校長に別途通知する。

第2 スポーツ推薦

スポーツ推薦は、総合ビジネス科で実施する。

なお、競技スポーツ種目については、「令和2年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜のスポーツ推薦実施概要」（別表3）（以下「スポーツ推薦実施概要」（別表3）という。）のとおりとする。

1 出願資格

(1) 本人及び保護者（親権者、親権者がない場合は未成年後見人。以下同じ。）の住所が和歌山県内にあるか、入学日までに和歌山県内にあることとする。

また、第1第1項に準ずる者のうち、平成31年4月から令和2年3月までの期間に卒業又は卒業見込みの者とし、かつ、次号の条件を満たすものとする。

(2) 次のア及びイの条件を満たす者で、中学校長の推薦を得たものとする。

ア 特別活動及び校内外の活動等において優れた点が見られ、生活態度が良好であること。

イ 当該スポーツ種目において優れた技術、運動能力を有し、3年間継続して活動する強い意志を持ち、さらに市立高等学校で学ぶ基礎学力を有すること。

2 スポーツ推薦募集枠

硬式野球（男子）8名程度、ソフトボール（女子）4名程度とする。

3 志願学科

志願者は、総合ビジネス科に限り志願することができる。

4 出願受付期間及び場所

第1第4項に準ずる。

5 出願手続

(1) 一般出願

ア 志願者の手続

入学志願者は、次の書類等を在学する中学校長に提出すること。

なお、他の都道府県から市立高等学校を志願する場合は、「Ⅲ 他の都道府県からの和歌山市立和歌山高等学校入学志願者等に関する手続について」による。

(ア) スポーツ推薦入学願（別記第9号様式）

(イ) 受検票（別記第2号様式）

(ウ) 入学考查手数料

本出願時、2,200円を現金で市立高等学校において納付すること。

イ 中学校長の手続

中学校長は、第5項第1号アの書類の記載事項に誤りのないことを確かめ、一般出願者報告書（別記第3号様式）を高等学校長に提出すること。

ウ 高等学校長の手続

高等学校長は、中学校長から提出された一般出願者報告書により志願状況（中学校在学の者以外の志願者も含める。）を別途指定する方法で（県）県立学校教育課長及び（市）学校教育課長に報告すること。

エ 注意事項

第1第5項第2号に基づく志願先の変更及び第1第5項第3号ア（イ）による本出願からの出願はできない。

(2) 本出願

ア 中学校長の手続

中学校長は、志願者から提出された書類の記載事項に誤りのないことを確かめ、志願者に係る次の書類を作成（作成は、第1第5項第3号イに準じて行う。）し、一括して高等学校長に提出するとともに、入学検査手数料を納付すること。

(ア) スポーツ推薦書（別記第10号様式）

(イ) 調査書（別記第4号様式）

(ウ) 副申書（別記第5号様式）

(エ) 学力検査等特別措置願（別記第6号様式）

(オ) 入学検査手数料

2,200円を現金で市立高等学校において納付すること。

イ 高等学校長の手続

第1第5項第3号ウに準じて行う。

6 学力検査等

出願者は、学力検査、面接及びスポーツ実技検査を受けるものとする。

なお、面接、スポーツ実技検査（以下「スポーツ実技検査等」という。）については、「令和2年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜スポーツ推薦実施概要」（別表3）のとおりとする。

(1) 検査期日と日程

学力検査等の期日及び日程は、次のとおりとし、受検者は、学力検査当日午前9時までに検査場所に集合すること。

ア 期日 学力検査 令和2年3月10日（火）

スポーツ実技検査等 令和2年3月11日（水）

イ 日程 下記の日程により実施する。

第1日（学力検査）

9:00	9:25	10:15	10:30	11:20	11:35	12:25	13:10	14:00	14:15	15:05
点呼 入場	国語	休 憩	社会	休 憩	数学	(昼食)	理科	休 憩	外国語 (英語)	

第2日（面接・スポーツ実技検査）

9:00

面接・スポーツ実技検査

（注）実施時間帯は、高等学校長の指示による。

(2) 検査場所

市立高等学校で行う。

(3) 検査当日の注意

ア 受検者は、必ず受検票及び筆記用具を持参し、学力検査受検中は、受検票を机上に置くこと。

イ 受検者がやむを得ず遅刻した場合、当該受検者は、高等学校長の許可を得たうえで検査場に入るこ

ト。

ウ スポーツ実技検査等の実施時間帯は、高等学校長の指示するところによるので留意すること。

- エ スポーツ実技検査を受ける者は、高等学校長の指示に従い、受検できる服装等を準備すること。
- オ 受検者がやむを得ない事情で受検できなくなった場合は、第1第8項第4号オに準ずる。

7 入学者の選抜

- (1) 高等学校長は、学力検査、スポーツ実技検査等の結果及びスポーツ推薦書、調査書等を総合して、厳正、公平かつ適正に入学者の選抜を行うこと。
- (2) スポーツ推薦で合格しなかった者は、第1第10項第3号に準じ、一般選抜において合否を判定するものとする。

8 合格者の発表

令和2年3月18日（水）午前10時に市立高等学校において掲示する。また、高等学校長は、選考結果通知書（別記第11号様式）を中学校長に送付するものとする。ただし、選考結果通知書は、市立高等学校で作成すること。

9 実施上の留意事項

第1第13項に準ずる。

10 その他の事項

- (1) 中学校長は、スポーツ推薦にあたり、厳正、公平かつ適正を期するため、推薦委員会を設けること。
- (2) 高等学校長は、スポーツ実技検査等の円滑な実施と選考の厳正、公平かつ適正を期するため、スポーツ推薦選抜委員会を設けること。
- (3) 前各項のほか、スポーツ推薦に関し必要な事項は、「第1 一般選抜」各項の規定を準用する。

第3 追募集

追募集は、合格者が募集定員に満たない学科で実施する。

1 出願資格

出願資格は、第1第1項に定めるとおりとする。ただし、既に和歌山県内の公立高等学校に合格している者、特別支援学校高等部に進学が決定している者及び再学力検査の受検を許可されている者を除く。

2 追募集枠

追募集枠の通知は、次の各号により行う。

- (1) (県) 県立学校教育課及び和歌山市教育委員会において、追募集枠一覧表を、令和2年3月18日(水)午後2時に掲示する。

なお、掲示場所については、(県) 県立学校教育課及び(市) 学校教育課に問い合わせること。

- (2) 中学校長には、和歌山市教育委員会を通じて通知する。

3 出願受付期間及び場所

出願受付期間は、次のとおりとし、市立高等学校で受け付ける。

令和2年3月24日(火)	午前9時から午後4時まで
--------------	--------------

4 出願手続

- (1) 志願者の手続

入学志願者は、次の書類等を在学又は出身校の中学校長に提出すること。ただし、中学校在学及び卒業の者以外の志願者については、次の書類のほかに高等学校入学資格を証する書類を添付し、直接、高等学校長に提出すること。

- ア 入学願(別記第12号様式)
- イ 受検票(別記第2号様式)
- ウ 入学考查手数料

全日制課程2,200円、定時制課程950円を現金で市立高等学校において納付すること。

- (2) 中学校長の手続

中学校長は、前号の書類の記載事項に誤りのないことを確かめ、調査書(別記第4号様式)及び必要に応じて副申書(別記第5号様式)、学力検査等特別措置願(別記第6号様式)を作成し、入学願、受検票他、必要書類とあわせて高等学校長に提出するとともに、入学考查手数料を現金で納付すること。

- (3) 高等学校長の手続

第1第5項第3号ウに準じて行う。

- (4) 注意事項

- ア 第1第3項第2号により志願する者は、入学願の「志願学科」の欄に志望順位別に学科名を、記入すること。
- イ 令和2年3月中学校卒業見込みの者以外の志願者は、入学願の「卒業後の状況」の欄に最終学校卒業後の履歴等を記入すること。

5 学力検査等

出願者は、令和2年度和歌山市立和歌山高等学校入学者追募集学力検査(以下「追学力検査」という。)及び面接を受けるものとする。

実施内容については、「令和2年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜の実施概要(追募集)」(別表4)のとおりとする。

(1) 追学力検査と配点

ア 追学力検査

総合問題とする。総合問題の対象教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）とする。

イ 配点

総合問題は 100 点満点とする。

(2) 検査期日と日程

追学力検査等の期日及び日程は、次のとおりとし、受検者は、追学力検査当日午前 9 時までに検査場所集合すること。

ア 期日 令和 2 年 3 月 26 日（木）

イ 日程 次の日程により実施する。

9:00 9:25 10:25 10:40

点呼入場	追学力検査 (総合問題)	休憩	面接
------	-----------------	----	----

(3) 検査場所

市立高等学校で行う。

(4) 検査当日の注意

ア 受検者は、必ず受検票及び筆記用具を持参し、追学力検査受検中は、受検票を机上に置くこと。

イ 受検者がやむを得ず遅刻した場合、当該受検者は、高等学校長の許可を得たうえで検査場に入ること。

ウ 面接の実施時間帯は、高等学校長の指示するところによるので留意すること。

6 定時制課程における成人特別措置

第 1 第 9 項に準じて行う。

7 入学者の選抜

高等学校長は、追学力検査、面接等の結果及び調査書等を総合して、厳正、公平かつ適正に入学者の選抜を行うこと。

8 合格者の発表

令和 2 年 3 月 30 日（月）午前 10 時に市立高等学校において掲示する。

9 実施上の留意事項

(1) 中学校長は、合格者の生徒健康診断票（歯の検査票を含む。）を令和 2 年 4 月 1 日（水）までに、高等学校長に提出すること。

なお、中学校において生徒健康診断票を保存している過年度卒業生（平成 27 年 3 月～平成 31 年 3 月中学校卒業者）についても、同様に提出すること。

(2) 高等学校長は、入学前に行う合格者及び保護者への諸連絡については、受検者等に十分配慮して行うこと。

(3) 前各項のほか、追募集に関し必要な事項は、「第 1 一般選抜」各項の規定を準用する。

第4 再学力検査

再学力検査は、一般選抜で再学力検査受検許可書を交付した場合、追募集と同期日、同日程で実施する。

1 受検資格

一般選抜に出願し、第1第8項第4号才により、再学力検査受検許可書の交付を受けた者とする。

2 学力検査等

第3第5項に準じて行う。

3 入学者の選抜

第1第10項及び第3第7項に準じて実施し、再学力検査の受検者が有利又は不利になることのないよう十分配慮すること。

4 合格者の発表

第3第8項に準じて行う。

5 実施上の留意事項

前各項のほか、再学力検査に関し必要な事項は、「第3 追募集」各項の規定を準用する。

入 学 願

(一般選抜出願用)

貴校 [全日制] 課程への入学を志願します。
 定時制

令和 年 月 日

和歌山市立和歌山高等学校長 様

(ふりがな)
 本人氏名(自署)

平成 年 月 日 生

(ふりがな)
 保護者氏名 印

志願学科 (第2志望がない場合は 斜線をいれること)	第1志望	第2志望
----------------------------------	------	------

本 人	現 住 所	〒 -
	電 話 番 号	()
学 業	令 和 平 成 年 月 日	学校 卒業見込み 卒業
卒業後の状況		
保 護 者	現 住 所	〒 -
	本人との続柄	

(注) 課程別等は、該当するものを○で囲むこと。

別記第1号様式（第1第5項関係）

（裏）

一般出願できなかった場合、その理由を記入すること。（第1第5項第3号ア（イ）関係）

学校長等副申（上記に記載した場合のみ記入すること。）

令和 年 月 日

学 校 名

校 長 氏 名

印

(表)

受検上の留意事項

- 1 受検場所へは、時間にゆとりをもって行き、途中、交通事故などに十分注意する。
- 2 遅刻の理由その他について、正当と認められる場合はそれ以後受検することができる。万一遅刻する場合は、あらかじめ高等学校校長に届けでおき到着後受検したい旨を申し出る。
- 3 検査前に受検上の注意事項の説明があるので、よく聴いて間違いのないようにする。
- 4 受検票は、学力検査受検中必ず机の上に置いておく。
- 5 問題冊子、解答用紙とも必ず受検番号を記入する。
- 6 どの教科を受検する場合でも机の上には鉛筆（シャープペンシルも可）等の筆記用具だけを用意する。
- 7 問題の印刷が悪くてわからぬときは、黙つて手を挙げ、許可を受けでから質問する。ただし、問題の内容については、質問できない。
- 8 面接を受ける場合、受検票は、面接開始時に面接委員に提示する。

受 檢 票		
※ 受 檢 番 号	受 檢 場 所	志 願 学 科
和歌山市立和歌山高等学校		
(ふりがな) 氏名	生 年 月 日	平成 年 月 日
現 住 所	学 校 名	学校
卒 業 年 月 日	令 和 年 月 日	卒業見込み 卒業
備 考	※ 受 付 印	

一般選抜日時 スポーツ推薦日時	学力検査 令和2年3月10日(火)午前9時から 面接・実技検査等 令和2年3月11日(水)
追 募 集 日 時	令和2年3月26日(木)午前9時から

(注) ※印は、高等学校において記入すること。

一般出願者報告書 (一般選抜・スポーツ推薦)

令和 年 月 日

和歌山市立和歌山高等学校長様

学校名

校長氏名

印

貴校 [全日制
定時制] 課程

科への一般出願者を下記のとおり報告します。

記

番号	出願者氏名(※希望する競技スポーツ名)	番号	出願者氏名(※希望する競技スポーツ名)
合計人数			

(注) 一般選抜とスポーツ推薦は別に作成すること。

なお、複数枚に及ぶ場合は、最終のページに合計人数に関する欄を設けて記入すること。

※ スポーツ推薦出願者については、希望する競技スポーツ名を記入すること。

令和2年度和歌山市立和歌山高等学校入学志願者調査書

受検番号	
------	--

記入責任者氏名

志願者			各教科等の学習の記録											
(ふりがな) 氏名	平成 年 月 日生	性別	教科	観点別学習状況			評定			学年	総合的な学習の時間の記録			
				観点	学年		学年		1					
					1	2	3	1			2	3		
現住所			国語	①						1				
				②										
				③										
				④										
				⑤										
卒業	令和 年 月 日 平成 年 月 日	卒業見込み 卒業	生徒成績 一覧表の 番号	社会	①					2				
					②									
					③									
					④									
					⑤									
編入学 転入学	令和 年 月 日 平成 年 月 日	編入学 転入学		数学	①					3				
					②									
					③									
					④									
					⑤									
欠席等の状況				理科	①						特別活動に関する特記事項			
区分 学年	欠席 日数	備考			②									
1					③									
2					④									
3					⑤									
健康の状況に関する特記事項				音楽	①						校内外の活動等に関する特記事項			
②														
③														
④														
⑤														
総合所見				美術	①					部活動等				
②														
③														
④														
⑤														
技術・家庭				外國語	①					ボランティア活動等				
②														
③														
④														
⑤														
合計									資格・ 特技等					

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

学校

校長氏名

印

副 申 書

令和 年 月 日

和歌山市立和歌山高等学校長 様

学 校 名

校長氏名

印

志願者氏名 _____ 平成 年 月 日 生

志願学科名 _____

上記の志願者について、下記のとおり副申します。

記

学力検査等特別措置願

令和 年 月 日

和歌山市立和歌山高等学校長 様

学校名

校長氏名

印

志願者氏名_____ 平成 年 月 日 生

志願学科名_____

上記の志願者について、下記の理由により、特別の措置をお願いします。

記

（障害の程度（○○デシベル等）や日本語理解の程度及び学校の授業時に講じた措置等を具体的に記入すること。）

再学力検査受検願

令和 年 月 日

和歌山市立和歌山高等学校長 様

学校名

校長氏名

印

下記の理由により、再学力検査を受検させていただくようお願いします。

記

受検番号	志願者氏名
理由	

----- 切取線（切り取らないで提出する。）-----

再学力検査受検許可書

令和 年 月 日

学校長 様

和歌山市立和歌山高等学校

校長氏名

印

下記の者に、追募集と同日程で行われる再学力検査の受検を許可します。

記

受検番号

志願者氏名

定時制課程成人特別措置申請書

令和　年　月　日

和歌山市立和歌山高等学校長 様

(ふりがな)

本人氏名（自署）

印

平成

年　月　日 生

昭和

志願学科名

令和2年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜実施要項第1第9項により、定時制課程成人特別措置の適用を申請します。

ス ポ ー ツ 推 薦 入 学 願

貴校、総合ビジネス科へのスポーツ推薦による入学を志願します。

令和 年 月 日

和歌山市立和歌山高等学校長 様

(ふりがな)
本人氏名（自署）

平成 年 月 日 生

(ふりがな)
保護者氏名 (印)

志願学科	総合ビジネス科
希望する競技スポーツ名	

志願の動機、理由	
----------	--

本 人	現 住 所	〒 -	
	電 話 番 号	()	
保 護 者	学 業	令和 年 月 日	学校 卒業見込み
	現 住 所	〒 -	
	本人との続柄		

受検番号

ス ポ ー ツ 推 薦 書

令和 年 月 日

和歌山市立和歌山高等学校長 様

学 校 名

校長氏名

印

下記の者は、貴校スポーツ推薦入学者として適當と認め、推薦します。
また、主な実績等は事実に相違ないことを証明します。

記

氏 名 _____ 平成 年 月 日 生

志願学科	総合ビジネス科
希望する競技スポーツ名	

主な実績	競技スポーツ名	大会名等	年・月・日	種目・成績等
活動状況				

- (注) 1 「主な実績」欄は、顕著なものについて記入すること。
2 「活動状況」欄には、レギュラーか否か、ポジション等日頃の活動内容等を記入すること。
3 「受検番号」欄は記入しないこと。

令和 年 月 日

学校長 様

和歌山市立和歌山高等学校
校長氏名

印

選考結果通知書

貴校からのスポーツ推薦の出願者について、下記のとおり決定したので通知します。

記

課程名	志願学科名	受検番号	氏名	選考結果		備考
				合	否	

(注)「選考結果」は、合格の場合には「合」の欄に、不合格の場合には「否」の欄に○を記入すること。

入 学 願

(追募集出願用)

貴校〔全日制
定時制〕課程への追募集による入学を志願します。

令和 年 月 日

和歌山市立和歌山高等学校長 様

(ふりがな)
本人氏名(自署)

平成 年 月 日生

(ふりがな)
保護者氏名

印

志願学科 (第2志望がない場合は 斜線をいれること)	第1志望	第2志望
----------------------------------	------	------

本人	現住所	〒 -		
	電話番号	()		
	学業	令和 年 月 日	学校	卒業見込み 卒業
	卒業後の状況			
保護者	現住所	〒 -		
	本人との続柄			

(注) 課程別等は、該当するものを○で囲むこと。

II 令和2年度和歌山市立和歌山高等学校入学志願者 調査書等の作成について

1 調査書の作成

令和2年度和歌山市立和歌山高等学校入学志願者調査書（以下「調査書」という。）のうち、「志願者」、「各教科等の学習の記録」、「欠席等の状況」、「特別活動に関する特記事項」及び「校内外の活動等に関する特記事項」欄は、「中学校生徒指導要録」の記載事項に基づき記入すること。また、「健康の状況に関する特記事項」欄は、令和2年3月中学校、義務教育学校又はこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）卒業見込みの入学志願者に限り記入することとし、生徒健康診断票（歯の検査票を含む。）の記載事項に基づき記入するほか、次の事項に留意して作成すること。

なお、調査書の作成の期日については、令和2年2月7日（金）現在とする。

(1) 受検番号は高等学校において記入すること。

(2) 記入責任者は、原則として当該生徒の学級担任とすること。

(3) 「志願者」の欄について

ア「性別」欄は、男女の別を記入すること。

イ「生徒成績一覧表の番号」欄は、当該志願者の番号を記入すること。

（例えば、2組18番であれば、2-18とすること。）

ウ「卒業」欄の卒業見込み、卒業の別は、該当するものを○で囲むこと。

エ「編入学・転入学」欄の編入学、転入学の別は、該当するものを○で囲むこと。

(4) 「各教科等の学習の記録」の欄について

ア「観点別学習状況」欄は、「中学校生徒指導要録」に記載されている評価の「A」及び「C」を記入し、「B」の場合は空欄とすること。ただし、第3学年の記入については、令和2年2月7日（金）現在における評価とすること。

なお、各教科の①、②、③、④及び⑤の欄は、文部科学省から示された「中学校生徒指導要録」の様式に記載されている順序による観点の項目とする。

イ「評定」欄について

第1・第2学年については、「中学校生徒指導要録」に記載されている各教科の5段階評定を記入すること。

また、第3学年については、令和2年2月7日（金）現在での5段階評定を記入すること。

ウ「合計」欄について

学年ごとに全教科の評定を合計して記入すること。

(5) 「総合的な学習の時間の記録」欄について

各学校において作成された評価の観点に基づき、生徒のよい点や進歩の状況などを踏まえ、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で記載すること。

(6) 「欠席等の状況」の欄について

ア「第3学年」欄は、令和2年2月7日（金）現在で記入すること。

イ「備考」欄には、主な欠席理由とその日数について記入すること。

(7) 「健康の状況に関する特記事項」欄について

志願者の健康の状況に関して特に配慮すべきことがある場合のみ、具体的に記入すること。

特に記入事項のない場合には、斜線を引くこと。（以下(8)、(9)も同様。）

(8) 「特別活動に関する特記事項」欄について

顕著な特徴が見られる場合、生徒の長所に着目して、その事実について具体的に記入すること。

(9) 「校内外の活動等に関する特記事項」の欄について

「部活動等」、「ボランティア活動等」及び「資格・特技等」に関し、その事実について具体的に記入すること。

ア 「部活動等」欄について

部活動における活動状況について、その事実について具体的に記入すること。

特に、大会名などは正式名称を記し、主催団体等も記入すること。

[記載例]

- ・軟式野球部のエースとして、☆☆主催〇〇大会で3位入賞の原動力となる。
- ・吹奏楽部員として□□大会（▽▽主催）に出場
- ・◇◇市展書道部門で特選
- ・△△主催全国絵画コンクールで銀賞

イ 「ボランティア活動等」欄について

ボランティア活動及び善行等について、その事実を具体的に記入すること。

[記載例]

- ・養護老人ホームを定期的に訪問し、老人介護に尽くしたことにより、社会福祉団体から感謝状を受けた。

ウ 「資格・特技等」欄について

各種公的団体等によって段級位等の資格を受けた者及びそれに準ずる特技のある者について、具体的に記入すること。特に、資格等については、認定団体も記入すること。

[記載例]

- ・柔道初段（講道館）、全珠連珠算2段、英語検定3級（日英検協会）、ギターの演奏

(10) 「総合所見」欄について

入学者選抜及び高校教育を受けるにあたって特に配慮を要すること、並びに生徒の将来の進路に対する希望等について、生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを積極的に評価し、総合的に記入すること。

(11) 中学校長は、「中学校生徒指導要録」及び「生徒健康診断票」の記載事項と照合するなどして、調査書の記入事項が事実に相違ないことを確認のうえ、証明すること。

2 生徒成績一覧表の作成

生徒成績一覧表（別記第1号様式）は、第3学年の生徒全員について学級単位で、次の事項に留意し、令和2年2月7日（金）現在で作成し、令和2年3月4日（水）までに（市）学校教育課長に親展で提出すること。

- (1) / には総学級数のうち何組目かわかるように記すこと。例えば、3学級あり、そのうち2組目であるならば 2 / 3 と記入する。
- (2) 「番号」欄には、学級の生徒全員の通し番号を記入すること。
- (3) 「教科」の各欄には、学級の生徒全員の第3学年の評定を記入すること。
- (4) スポーツ推薦出願者の「備考」欄には、「スポーツ」と記入すること。

3 特別支援学級在籍生徒の入学志願者調査書及び生徒成績一覧表の作成について

- (1) 各教科の評定について、特別支援学級独自の評価基準で行った場合は、その5段階評定の数字を○で囲むこと。
- (2) 自立活動の評価において、特記すべき事項がある場合、総合所見欄に記入すること。

III 他の都道府県からの和歌山市立和歌山高等学校 入学志願者等に関する手続について

1 他の都道府県（以下「他府県」という。）から市立高等学校を志願する者の手続について

(1) 市立高等学校への志願者

他府県から市立高等学校に入学を志願する者で、本人及び保護者の住所が和歌山県内にあるか、入学日までに和歌山県内に居住が確実な者は、和歌山市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

(2) 申請手続

該当者は、次に示す書類を、原則として令和2年1月8日（水）から令和2年1月24日（金）までに（市）学校教育課長に提出しなければならない。

ア 受検許可願（別記第1号様式）

※裏面の中学校長副申書並びに所管の教育委員会教育長の証明を得ること。

イ 誓約書（別記第2号様式）

(3) 受検許可

市教育委員会は提出された書類の審査を行い、受検が許可された者に対しては、受検許可書を発行する。

2 海外から市立高等学校を志願する者の手続について

海外に居住し、市立高等学校に入学を志願する者は、入学日までに和歌山県内に居住が確実であり、市教育委員会の許可を受けた者でなければならない。

なお、特別な事由により、保護者と和歌山県内に居住できない場合は、その旨の許可も受けること。

(1) 申請手続

該当者は、次に示す書類を、原則として令和2年1月8日（水）から令和2年1月24日（金）までに（市）学校教育課長に提出しなければならない。

ア 受検許可願（別記第1号様式）

イ 海外に居住することを証明する書類（日本大使館発行や総領事館発行の在留証明書等）

ウ 誓約書（別記第2号様式）

(2) 受検許可

市教育委員会は提出された書類の審査を行い、受検が許可された者に対しては、受検許可書を発行する。

3 留意事項

(1) 手続きを希望する者は、事前に（市）学校教育課に電話連絡すること。

(2) 別記様式については、（市）学校教育課において交付する。

(3) 申請に係る書類等の提出にあたっては、次のことに留意するものとする。

ア 申請に係る書類等は、保護者又はこれに代わる者が直接持参するものとする。ただし、他府県からの志願者等、申請時の住所が著しく遠隔地にある場合は、（市）学校教育課長の許可を得て、郵送とすることができます。

- イ 審査結果の連絡のため、返信用封筒（長形3号に宛先を明記し、特定記録郵便で返信のため254円切手をはること。）を必ず添付するものとする。
- (4) 許可された申請者は、受検許可書を市立高等学校に入学願を提出する際に必ず添付すること。
- (5) 申請期間以後の保護者の転勤等、特別な事情が生じた場合は、（市）学校教育課長と協議することができる。
- (6) 他府県からの志願者に関わって中学校長から高等学校長に提出する調査書等については、「令和2年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜（全日制課程・定時制課程）実施要項」第1第6項によるものとする。

(表)

受 檢 許 可 願

令和 年 月 日

和歌山市教育委員会教育長 様

(ふりがな)

本人氏名

平成

年

月

日 生

(ふりがな)

保護者氏名

印

和歌山市立和歌山高等学校に出願したいので、許可くださるよう関係書類を添えてお願
いします。

記

1 本 人 現 住 所			
2 保 護 者 の 現 住 所			
3 連 絡 先	TEL ()	-	
4 本人と保護者との関係			
5 出身又は在学学校名			
出願理由（具体的に詳しく記述すること。）			

学校長副申書

令和 年 月 日

学校長氏名

印

教育委員会証明

上記の願いについては、その事情が正当なものと認めます。

令和 年 月 日

市町村教育委員会

教育長

印

誓 約 書

令和 年 月 日

和歌山市教育委員会教育長 様

(ふりがな)
生徒氏名

(ふりがな)
保護者氏名

印

下記のとおり居住することに相違ありません。

万一、下記事実に反するような場合、入学を取り消されても異議がありません。

記

1 現在の住所（現在住民登録をしている住所）

2 令和2年4月以降の住所（入学日に住民登録をしている住所）

IV 和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜学力検査等に 係る帰国生徒取扱い

1 定義

「帰国生徒」とは、日本国籍を有する者で、海外に所在する機関、事業所等に勤務するか又は海外において研究・研修を行うこと等を目的として日本を出国し、海外に在留していた者又は現在なお在留している者の子供等で、原則として引き続き2年を超える期間海外に在留していた子供をいう。

2 取扱い

- (1) 上記の帰国生徒にあたる者で、本人のもつ能力が十分発揮されていないと考えられる相当の根拠のある者については、次のいずれかの手続きを行うこと。
 - ア 日本の中学校を卒業した者又は在籍している者については、出身中学校長が、協議書（別記第1号様式）を作成し、高等学校長あて親展で原則として令和2年2月14日（金）までに提出すること。
 - イ 現在海外に在留している者については、保護者が、協議書（別記第1号様式）を作成し、高等学校長あて親展で原則として令和2年2月14日（金）までに提出すること。
- (2) 高等学校長は、出身中学校長又は保護者からの協議書を検討したうえで、受検協議書（別記第2号様式）を作成し、（市）学校教育課長あてに、原則として、令和2年2月21日（金）までに提出すること。
- (3) （市）学校教育課長が承認した場合、高等学校長は、入学者選抜学力検査の成績等を勘案し、募集定員を超えて入学を許可することができる。

3 対象者

帰国した日から原則として2年以内に和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜に係る学力検査等を受検する帰国生徒に適用する。

令和2年度和歌山市立和歌山高等学校入学志願者協議書

令和 年 月 日

和歌山市立和歌山高等学校長 様

学校名 _____

校長氏名 _____ 印

志願者氏名^(よりがな)

平成 年 月 日 生

志願学科名

上記の者を、下記の理由により「和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜学力検査等に係る帰国生徒取扱い」に基づく受検生として承認してくださるようお願いします。

記

（本人のもつ能力が十分発揮されていないと考えられる理由、指導措置及び現在の状況等を記入すること。）

令和2年度和歌山市立和歌山高等学校入学志願者受検協議書

令和 年 月 日

和歌山市教育委員会
学校教育課長 様

和歌山市立和歌山高等学校

校長氏名

印

(ふりがな)
志願者氏名

平成 年 月 日生

出身学校名

志願学科名

上記の者を、下記の理由により「和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜学力検査等に係る帰国生徒取扱い」に基づく受検生として承認してよろしいか、お伺いします。

記

(本人のもつ能力が十分発揮されていないと考えられる理由、指導措置及び現在の状況等を記入すること。)

V 和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜 学力検査得点の簡易開示について

和歌山市個人情報保護条例（平成12年和歌山市条例第127号）第25条の規定による開示請求の特例に基づき、「和歌山市教育委員会が保有する個人情報に係る開示請求の特例に関する事務取扱要綱」が定められたので、和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜学力検査に係る簡易開示を次のとおり実施する。

1 開示する内容

- (1) 一般選抜における学力検査の教科別得点及び合計得点
- (2) スポーツ推薦における学力検査の教科別得点及び合計得点
- (3) 追募集及び再学力検査における学力検査の得点

2 開示請求できる者

受検者本人

3 開示請求の受付期間及び受付時間

- (1) 受付期間
合格発表の翌日から起算して1月間
- (2) 受付時間
全日制課程は午前9時から午後4時まで、定時制課程は午後2時から午後6時まで。
ただし、土曜日、日曜日、祝日及び学校の休日を除く。
なお、電話又は郵送による開示請求は受け付けない。

4 開示請求及び開示の場所

和歌山市立和歌山高等学校

5 本人確認のため提示を求める書類

- (1) 受検票
- (2) 本人であることを確認できるもの（生徒証、健康保険証、住民票等）

6 開示方法

請求を受けた高等学校長は、受検者本人であることを確認したうえ、請求のあった個人情報を、開示する内容を転記した書面の交付により即時に開示する。

VI 別 表

(別表 1 ~ 4)

(別表1)

令和2年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜選考基準

課程	学科名	求める生徒像	割合			
			調査書	学力検査	面接・実技検査等	内容
全日制	総合ビジネス科	ビジネスやコンピュータの分野に興味関心を持ち、各専門分野に意欲的に取り組む生徒を募集します。	割合 30%	傾斜評価 70%	割合 20%	実技 国2倍 数2倍 英2倍
	デザイン表現科	デザイン・美術などの表現活動に興味を持ち、各専門分野での学習に意欲的に取り組む生徒を募集します。	割合 30%	傾斜評価 50%	割合 20%	実技 国2倍 数2倍 英2倍
	普通科	学習意欲が高く、大学進学を中心とした進路の実現に向けて努力する生徒を募集します。	割合 30%	傾斜評価 70%	割合 20%	実技 国2倍 数2倍 英2倍
定時制	ビジネス実践科	勤労と勉学を両立させようとする強い意志を持ち、将来ビジネス社会で活動できる基本知識を得ようとする生徒を募集します。	割合 20%	傾斜評価 40%	割合 40%	面接 国2倍 数2倍 英2倍
	ビジネス情報科	勤労と勉学を両立させようとする強い意志を持ち、コンピュータ等のビジネス学習に興味を持つ生徒を募集します。	割合 20%	傾斜評価 40%	割合 40%	面接 国2倍 数2倍 英2倍

(別表2)

令和2年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜の面接・実技検査等

全日制	総合ビジネス科	鉛筆による簡単な素描を実施する。(検査時間50分)
	デザイン表現科	
定時制	普通科	20分間程度の個人面接を実施する。
	ビジネス実践科	
	ビジネス情報科	20分間程度の個人面接を実施する。

(別表3)

令和2年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜のスポーツ推薦実施概要

《全日制》

学科名	競技スポーツ	スポーツ推薦					
		学力検査	面接	面接内容	面接時間	共通実技	種目別実技
総合ビジネス科	硬式野球 (男子) ソフトボール (女子)	○	○	集団面接	15分程度	①反復横 とび ②ハンド ボール 投げ	①ソフトボール投げ ②ベースランニング ③ベースランニング (雨天時は体育館にて③とシャトルランを実施) ①キャッチボール ②ロングティー ③ピッチングまたは捕球・返球 (雨天時は体育館にて①②③実施)

(別表4)

令和2年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜の実施概要(追募集)

《全日制》

学科名	追募集		
	学力検査	検査内容	備考
総合ビジネス科	○	面接	○
デザイン表現科	○	面接	○
普通科	○	面接	○

《定時制》

学科名	追募集		
	学力検査	検査内容	備考
ビジネス実践科	○	面接	○
ビジネス情報科	○	面接	○

令和2年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜関係日程

1月		2月		3月	
日	曜	日	曜	日	曜
1 水	元日	1 土		1 日	
2 木		2 日		2 月	
3 金		3 月		3 火	本出願受付(午前9時から午後4時まで)
4 土		4 火		4 水	本出願受付(午前9時から午後3時まで)
5 日		5 水		5 木	
6 月		6 木		6 金	
7 火		7 金		7 土	
8 水		8 土		8 日	
9 木		9 日		9 月	
10 金		10 月		10 火	一般選抜・スポーツ推奨(学力検査)
11 土		11 火	建国記念の日	11 水	一般選抜・スポーツ推奨(面接・実技検査等)
12 日		12 水		12 木	
13 月	成人の日	13 木		13 金	
14 火		14 金		14 土	
15 水		15 土		15 日	
16 木		16 日		16 月	
17 金		17 月		17 水	
18 土		18 火		18 水	合格発表(午前10時)
19 日		19 水		19 木	
20 月		20 木		20 金	春分の日
21 火		21 金	一般出願受付(午前9時から午後4時まで)	21 土	
22 水		22 土		22 日	
23 木		23 日	天皇誕生日	23 月	
24 金		24 月	振替休日	24 火	追募集出願受付(午前9時から午後4時まで)
25 土		25 火	一般出願受付(午前9時から午後3時まで)	25 水	
26 日		26 水		26 木	追募集及び再学力検査(学力検査等)
27 月		27 木		27 金	
28 火		28 金		28 土	
29 水		29 土		29 日	
30 木				30 月	追募集及び再学力検査合格発表(午前10時)
31 金				31 火	

[入学者選抜実施要項についての問い合わせ先]

和歌山市教育委員会学校教育課

〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地

TEL : (073)-432-0001(代)

(073)-435-1139(直通)

<http://www3.wakayama-wky.ed.jp/w-gakkyo/>

和歌山市立和歌山高等学校

〒640-8482 和歌山市六十谷 45 番地

TEL : (073)-461-3690(代)

(全日制) <http://www.ichiko-wakayama.ed.jp/>

(定時制) <http://www.ichiko-wakayama.ed.jp/~teijisei/>

